

整骨院・接骨院にかかるときの 気をつけたいポイント



整骨院や接骨院で、健康保険が使えるケースは限られています。正しいかかり方を理解したうえで利用しましょう。



皆さまからいただいた保険料を適正に使わせていただくため、施術内容等について照会させていただきますので、どうぞご協力ください。

POINT 1

健康保険が使える場合と使えない場合があります

健康保険が使える場合

外傷性が明らかで、慢性的な状態に至っていない、下記のものに限られます。

骨折*

脱臼*

*骨折、脱臼は、応急処置を除き、あらかじめ医師の同意が必要。



外傷性の負傷のみ使えるのか...

打撲

捻挫

肉離れ

健康保険が使えない場合

- × 日常生活からくる肩こり、筋肉疲労
- × 保険医療機関で治療中の負傷
- × 脳疾患後遺症などの慢性病
- × 症状の改善が見られない長期の施術 ...など



全額自己負担なんだね

*仕事や通勤途上に起きた負傷は、健康保険ではなく、労災保険が適用されます。

整骨院・接骨院は病院ではありません

整形外科などの医療機関では、医師がレントゲンやMRI等の検査結果をもとに診断し、投薬、注射、手術、リハビリテーション等を行い治療します。整骨院・接骨院で施術を行う「柔道整復師」は国家資格を持つ専門家ですが、医師ではないので、病院や診療所と同じように検査、治療を行うことはできません。

POINT 2

負傷原因を正確に伝えましょう

健康保険の対象にならない場合もあるため、「いつ」「どこで」「どうして負傷したのか」「どんな症状があるのか」を、施術を受ける前に、柔道整復師に正確に伝えましょう。



POINT 3

「療養費支給申請書」は内容をよく確認して署名を

健康保険が使えるとき、患者は窓口で自己負担分（2～3割、年齢等により異なります）のみを支払い、施術を行った柔道整復師が患者の代わりに残りの費用を健保組合へ請求する「受領委任払い」が認められています。

この場合、患者は「療養費支給申請書」の内容を確認し、委任欄に自分で署名する必要があります。負傷原因、負傷名、日数、金額をよく確認して署名しましょう。

POINT 4

領収証・明細書をもらいましょう

整骨院・接骨院は、患者に領収証を無料で発行することが原則義務付けられています。



(イメージ)

2022年10月より明細書の発行が義務化

整骨院や接骨院では、患者が求めた場合にのみ明細書が発行されていますが、2022年10月からは、施術内容を明らかにして患者への情報提供を進めるため、明細書の発行が原則義務化されます。

- 無償で明細書を発行する整骨院・接骨院では、院内にその旨が掲示されます。その場合、月に1回13円が加算されます(患者負担は2～3割)。
- 患者の求めに応じて有償で明細書を発行する整骨院・接骨院もあります。

POINT 5

施術が長引くときは一度医師の診断を受けましょう

整骨院・接骨院の施術を受けても、なかなか症状が改善しない場合には、内科的要因も考えられます。

はり・きゅう・あんま・マッサージ

健康保険が適用されるには条件があります

はり・きゅうの場合

慢性病で、医師による適当な治療手段がない場合に限り健康保険の給付対象となります

- 対象となる疾病
- 神経痛・リウマチ・頸腕症候群
 - 五十肩・腰痛症・頸椎捻挫後遺症

*神経痛・リウマチ等と同等の慢性的な痛みを主な症状とするものについては、上記以外でも認められることがあります。

あんま・マッサージ・指圧の場合

医療上、マッサージを必要とする症状に限り健康保険の給付対象となります

- 対象となる疾病
- 筋麻痺・筋萎縮・関節拘縮 など

*ただし、可動域の拡大等、症状の改善を目的としていること。なお、リンパ浮腫は対象外です。

健康保険の給付手続きを進める過程で施術内容などの照会をさせていただく場合があります。

10月からの制度改正のお知らせ

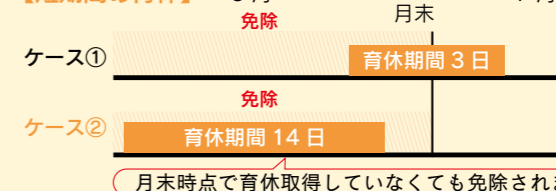
★育児休業期間中の保険料免除要件が変わります★

育児休業中は、健康保険や厚生年金の保険料が免除されます。現在は、月末時点で育児休業を取得している場合に免除対象となりますが、同月内に14日以上育児休業を取得した場合も保険料が免除されるようになります。

【長期間の育休】(※扱い変わらず)



【短期間の育休】



育児休業中にかかる賞与保険料の免除要件

賞与月の月末時点で育児休業を取得していれば、賞与保険料も免除されていましたが、改正後は、連続して1カ月超の育児休業取得者に限り、賞与保険料の免除対象となります。

現行

賞与月の月末時点で育休を取得している場合は賞与保険料を免除

改正後

賞与月の月末時点で育休を取得しており、なおかつ1カ月超の育休を取得した場合に限り賞与保険料を免除

★健康保険の対象者が拡大★

パート・アルバイト等の短時間労働者について、健康保険の対象者が拡大し、現在当健保組合の被扶養者である方も、勤務先の健康保険の被保険者になる場合があります。

該当する場合は、新しい健保組合への加入手続き、当健保組合からの削除手続きを忘れずをお願いします。

●新しい健保組合への加入手続き

勤務先で加入手続きを行います。新しい健康保険証の受け取り方法等については勤務先にご確認ください。

●当健保組合からの削除手続き

「健康保険被扶養者(異動)届」に、該当する被扶養者の健康保険証(交付されている場合は高齢受給者証、限度額適用認定証)を添えて、当健保組合へ(現役社員の方は事業主様経由)ご提出ください。

削除手続きについての詳細は

IBM 健保

検索

「健保の手続き」→「家族の加入・脱退について」または「家族が増えた・減ったとき」